

# 冬季の交通事故防止

ノーマルタイヤで積雪・凍結道路を運転するのは  
**道路交通法違反**となります。

道路交通法第71条第6号

岐阜県道路交通法施行規則第12条第3号

罰金

5万円以下

反則金

大型自動車等7千円、普通自動車等6千円

積雪または凍結した道路では、冬用タイヤの装着等すべり止め措置を講ずることが規定されています

**冬季の安全運転は、ドライバーの皆さん的心がけが大切です！**

- 外出前にはタイヤに亀裂や劣化が無いか点検しましょう。
- 豪雪地や寒冷地に行く際は、事前に目的地の道路交通情報を確認しましょう。
- レンタカーを利用時、ノーマルタイヤであればタイヤチェーンを備えましょう。

## 積雪・凍結路面でのスリップ事故防止

### ① 冬用タイヤの装着

- 冬用タイヤを装着し、必要に応じてタイヤチェーンを備えましょう。
- タイヤ交換後の車輪脱落事故にご注意ください。タイヤ交換を行いしばらく走行した後には、ホイールナット、ホイールボルトの点検を行い、必要に応じてまし締めを行いましょう。

### ② 急のつく運転は避け、慎重な運転を

- 急な車線変更、急ブレーキ、急加速など急のつく運転はスリップ事故等の原因になります。慎重な運転を心がけましょう。

### ③ アイスバーンでの運転に注意

- アイスバーンは雪道以上に滑るのでスリップに注意しましょう。地形や建物の影響で影になる場所、ブレーキや発進が繰り返し行われる交差点の停止線付近、トンネルの出入口や橋の上はアイスバーン状態になりやすいため、注意が必要です。
- 濡れた路面のように見えるのに実は凍結している  
「ブラックアイスバーン」は特に注意が必要です。  
路面の見た目だけで判断せず、慎重に運転してください。

